



受益者の皆様へ

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

投資信託約款の変更(予定)に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、追加型証券投資信託「インベスコ 世界インカム不動産ファンド(毎月決算型)」(以下「ファンド」といいます。)および親投資信託「インベスコ 世界インカム不動産 マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)につきまして、下記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

このお知らせは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)の規定に基づく法定手続きの一環として、対象となる受益者(本件においてはファンドの受益者を対象とし、マザーファンドの投資投資信託約款の変更も兼ねるものとします。)の皆様にお送りするものです。

この投資信託約款の変更につきましては、投信法の規定に従い、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)をもって行います。つきましては、このお知らせおよび「書面決議参考書類」をお読みいただき、本議案(投資信託約款の変更)に対する賛否および必要事項を同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までご返送ください。

なお、本議案について議決権を行使されない場合(議決権行使書面のご返送がない場合)は、投資信託約款の規定に基づき賛成されたものとして取り扱われますので、本議案に賛成の受益者の方は、書面決議に関する手続きをされる必要はございません。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

1. 予定している変更の内容および理由

「変更の内容]

ファンドがマザーファンドへの投資を通じて実質的に主要投資対象としている投資信託証券(マザーファンドが主要 投資対象としている投資信託証券を示します。以下「投資対象ファンド」といいます。)の入れ替えを行うため、所要 の変更を行います。また、これに伴い、ファンドおよびマザーファンドの投資信託約款中「運用の基本方針」に掲げる「基本方針」、「運用方法」等の記載に必要な変更を行います。併せてファンドおよびマザーファンドの名称を変更いたします。

[変更の理由]

投資対象ファンドを通じたファンドの実質的な投資対象資産は、従来、「世界の不動産関連株式」がその中心でしたが、本変更により「世界の不動産関連株式・インフラストラクチャー関連株式・自然資源関連株式・森林関連株式」となり、主たる投資対象資産は様々な実物資産(リアル資産)関連株式へと拡大いたします。

本変更は、昨今および今後の投資環境を鑑みた結果、投資対象資産の拡大により多様な投資機会を幅広くとらえることを可能とし、信託財産の成長に資するものと考えております。

なお、本変更は投信法に規定される投資信託約款の重大な内容の変更に該当すると判断しております。

(上記内容については、「書面決議参考書類」1. 投資信託約款の変更の案 もご参照ください。)

2. 書面決議の手続きおよび日程

① 受益者および受益権口数の確定 : 2022年6月23日② 書面による議決権の行使受付最終日 : 2022年7月20日③ 書面決議の日 : 2022年7月21日④ 投資信託約款の変更適用日 : 2022年7月29日

書面決議の手続きは、ファンドの受益者を対象とします。2022 年 6 月 23 日現在の受益者(2022 年 6 月 21 日までに取得申込みをされた方)は、上記②の日までにインベスコ・アセット・マネジメント株式会社に対し、同封の議決権行使書面をもって、本議案に対して議決権を行使することができます。

本議案にかかる書面決議は、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

本議案が可決された場合は、2022年7月29日付で投資信託約款の変更を適用いたします。

本議案が否決された場合は、投資信託約款の変更は行いません。

なお、書面決議の結果は、弊社ホームページ(https://www.invesco.com/jp/ja/)に掲載いたします。

3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、投資信託約款の変更に対する賛否および必要事項をご記入の上、返信用封筒 (切手貼付済)にて、2022年7月20日までに弊社宛にご郵送ください。(2022年7月20日弊社到着分までを有効とさせていただきます。)

なお、本議案について議決権を行使されない場合(議決権行使書面のご返送がない場合)は、投資信託約款の規定に基づき賛成されたものとして取り扱われますので、本議案に賛成の受益者の方は、書面決議に関する手続きをされる必要はありません。

「ご注意事項]

- ・議決権を行使される場合は、必ず同封の「議決権行使書面」をご使用ください。
- ・同一の受益者の方が本議案について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるとき は、すべての議決権に関して無効といたします。
- ・本議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、 賛成されたものとして 取り扱います。
- ・本議案にあたり、受益者の皆様に関する情報につきましては、取扱販売会社および弊社で共有させていただきます ので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

«個人情報の取り扱いについて»

議決権行使書面にご記入いただいた内容(個人情報)は、この度の議案にかかる書面決議の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。なお、当該個人情報は、弊社のプライバシーポリシーに則ってお取り扱いいたします。 当該ポリシーにつきましては、弊社ホームページ[https://www.invesco.com/jp/ja/]をご参照ください。

4. 反対受益者の受益権買取請求の不適用について

本議案が可決され投資信託約款の変更を行う場合において、投信法に定める反対受益者の買取請求の規定の適用を受けないこととなっております。なお、投資信託約款の変更に反対したか否かにかかわらず、取扱販売会社においては、通常通り、ファンドの換金のお申し込みを受け付けます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 電話番号03-6447-3100 (営業日の午前9時から午後5時まで)